

件名	愛媛県政務調査費の交付に関する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、会派に対し交付（月額 33 万円 × 各会派の所属議員数）していたものを議員個人に対し交付。 ・収支報告書に、政務調査費による支出のうち 1 件 1 万円以上の支出に係る領収書その他の証拠書類の写しの添付を義務付け。 ・何人も議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができるようになり、議長は、収支報告書の閲覧請求があったときは、県情報公開条例第 7 条第 2 項の非公開情報が記録されている部分を除き複写したものを閲覧に供することとなる。 	
施行日等	平成 20 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	